

安来市告示第131号

公示送達書

地方税法第20条の2及び市税条例第18条の規定により送付すべき次の書類について、送付を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、市役所（税務課）に保管してありますので来庁のうえ受領してください。

令和8年7月7日

安来市長 田 中 武 夫



記

- 1 送付すべき書類及び受けるべき者の氏名
別紙のとおり
- 2 公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

地方税法第七百二十六条に定める文書

安部 窈

地方税法第四百六十三条の二十五に定める文書

岩田 修司

地方税法第四百六十三条の二十五に定める文書

岩田 修司

地方税法第四百六十三条の二十五に定める文書

遠藤 正則

令和8年度市県民税納税通知書

雑賀 由美子